

## デジタルヒューマン技術協議会運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17規程第44号）に基づいて設置する「デジタルヒューマン技術協議会」の運営等に必要な事項について、次のように定める。

### （設置）

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）の人工知能研究センターに、デジタルヒューマン技術協議会（英語名：Digital Human Technology Consortium, 略称DHTC）（以下「本会」という。）を設置する。

### （目的）

第2条 本会は、デジタルヒューマン技術に関連する情報の共通認識化を図りつつ、デジタルヒューマン技術の研究開発を産業界、学界、公的研究機関等の関係者が連携して推進する体制を構築し、必要と認めるときは別途共同研究契約、受託研究契約等を締結し、標準化活動や公表等を通じてデジタルヒューマン技術の研究開発の成果を社会に普及することを目的とする。

### （定義）

第3条 本会則において「デジタルヒューマン技術」とは、人間の生理・解剖的機能、運動・機構的機能、認知・心理的機能の実測結果に基づき、人間の機能をコンピュータソフトウェアとして実現し、もって安全で効率的な機器や設備の設計・試験・運用に活用するための技術をいう。

### （事業）

第4条 本会は第2条の目的を達成するために、デジタルヒューマン技術に関連する次の事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 製品設計のためのデジタルヒューマン技術ロードマップの作成と提案
- 二 国内外のデジタルヒューマン技術並びに関連分野における最新技術の調査及び情報の交換
- 三 人体寸法・運動計測法の国際標準化動向及び国際的な人体形状データベース開発活動の紹介及び情報の交換
- 四 本会を主体とした独自の人間特性データ収集

- 五 産学官連携共同研究プロジェクトの立案
- 六 人工知能研究センターで開発した人体特性データベースの提供
- 七 DhaibaWorksの機能紹介を通じたデジタルヒューマン技術の普及(ただし本会ではDhaibaWorksを配布しない. 同ソフトウェアを使用するには別途開示・実施契約が必要となる.)
- 八 公開セミナーの開催及びウェブサイトを通じた情報の提供によるデジタルヒューマン技術の普及並びに啓蒙活動

(会員の種別)

第5条 会員とは、本会の趣旨に賛同し、本会に参加して本事業の推進を図る者で、法人会員、個人会員及び特別会員からなる。

- 一 法人会員は、法人又は団体とする。
- 二 個人会員は、大学又は公的研究機関の研究者とする。
- 三 特別会員は、法人会員及び個人会員以外で、本会の会長が特に参加を認めた者とする。

(会員の入退会、除名及び届出)

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の申込書を会長あて提出するものとする。

- 2 法人会員の入会については、本会に設置された運営委員会の議決により入会を決定するものとする。
- 3 個人会員と特別会員の入会については、会長の承認をもって入会を決定するものとする。
- 4 会員で退会を希望する者は、事前に理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。
- 5 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本会が定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 6 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は運営委員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき
- 二 本会の名誉を傷つける行為のあったとき
- 三 本会則を遵守せず，催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会員の権利と義務)

第7条 会員は，次の各号の権利を有する．

- 一 会員は，本事業に参加する権利を有する．
- 二 法人会員は，総会において，納入する会費の口数に応じた議決権を有し，総会出席にあたっては，口数に相当する議決権を他の法人会員に委任することができる．
- 三 個人会員は総会に参加できるが，議決権を有することはできない
- 四 会員は本会目的の範囲で，印刷物・電子媒体等に本会会員であることを表記することができる．

2 会員は，次の各号の義務を負う．

- 一 法人会員は，第18条に定める会費を納入しなければならない．
- 二 個人会員は，公開セミナーにおいて研究事例発表及び学会参加報告を行わなければならない．
- 三 会員は，本会の定める規約その他本会の運営に関わる諸規程等及び総会又は運営委員会の議決を遵守しなければならない．
- 四 会員は，本会の目的を達成するため本事業に協力する．

(会員への告知)

第8条 事業計画，予算案，事業報告及び決算報告等は総会において会員に告知する．

(役員構成)

第9条 本会は，役員として，会長1名，副会長1名を置く．

- 一 会長及び副会長は，産総研人工知能研究センターに所属する職員が務める．
- 二 役員任期は1年間とする．ただし，再任を妨げない．

(役員職務)

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、本会の運営を統括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(組織)

第11条 本会に、運営委員会及び事務局を置く。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員により構成され、本会の円滑な運営に必要な事項を討議する。

- 一 運営委員会の委員長は、会長が務める。
- 二 運営委員会は、総会に議案を提出する。
- 三 運営委員会の議事については、事務局が議事録を作成する。

(運営委員)

第13条 運営委員会の運営委員は、会員の中から会長が必要数を選出する。

(事務局)

第14条 事務局は、本会を運営するために次の各号の業務を行う。

- 一 会員及び入会希望者の照会業務
- 二 本会の関連機関との連絡調整業務
- 三 インターネットウェブサイトの運用、広報誌の発行を含む広報業務
- 四 総会及び運営委員会の円滑な運営に関わる業務
- 五 本会の出納管理業務
- 六 その他、会長が必要と認める業務

(総会)

第15条 総会は、会長が毎年一回招集する。

- 1 総会の議長は会長が務める。
- 2 総会は、本会の運営に関する次の事項を決議する。
  - 一 事業計画及び運営費に係る収支予算
  - 二 事業報告及び運営費に係る収支決算
  - 三 その他、運営に関する事項
- 3 総会は、会員の過半数以上の参加をもって成立し、総会の議決は法人会員出席者数の過半数（欠席した法人会員が議長又は他の出席法人会員に委任状を託し、議決に参加することを含む。）で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

（臨時総会）

第16条 会長が必要と認めた時は、臨時総会を招集することができる。

（会計年度）

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（運営費）

第18条 本会の運営費は、法人会員が産総研に納める会費をもって充てる。

- 一 会計年度の会費は別表1に定めによるものとする。
- 二 前号の会費を納めた場合、一口につき5名を会員登録できる。
- 三 前二号は議決権を持つ会員の意味であり、実際の会議出席者を登録会員に限定することを意図するものではない。

（情報の区分と取扱い）

第19条 本事業に関連して生じる情報は、公開情報、内部共有情報、当事者情報の3種類に分類する。別段の定めあるいは合意がない限り、本会が開催する会議において開示されるすべての情報は、内部共有情報とする。

- 一 公開情報とは、本会が外部に向けて発信する情報であり、公開情報を受領した会員は、それを自己の事業活動に使用し、他者に開示する自由を有する。

- 二 内部共有情報は秘密情報とし、外部への公開を目的とすることなく会員の間で開示される情報である。会員が、この情報を自己の事業活動に使用したり、限定された他者に開示したり、この情報を元にした知的財産権を主張する場合は、情報の提出者及び会長の事前の書面による同意を必要とする。
  - 三 当事者情報は秘密情報とし、会員同士の集中的な研究協力によって生じた情報のうち、知的財産権の設定の可能性があるものを言う。その知的財産権の設定、本会内での共有、あるいは情報の公開に当たっては、当事者同士の事前の合意を必要とする。
  - 四 前2号に規定する内部共有情報及び当事者情報に基づき、当該情報の開示を受けた会員が新たに成した知的財産権の取扱いは、当該開示した会員と当該知的財産権を成した会員が協議するものとする。
- 2 産学官連携の推進並びに成果の普及という本会の目的に照らし、本会の活動で得られた情報は、本会員間での共通認識が図れるよう相互に開示することを原則とし、知的財産権の保護とあわせ適切な時期に公表するものとする。

(知的財産権の留保)

第20条 会員は、前条の規定により開示する情報について、自己の有する知的財産権（工業所有権及び著作権）を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産権に基づく実施権又は利用権の許諾をするものと解釈してはならない。

(輸出管理条項)

第21条 会員は本コンソーシアムにおいて提供を受けた貨物、情報及び資料（複製物を含む。）を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律228号。以下外為法という。）第6条第1項第六号に定める非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。）の1（3）サ①、②又は③に該当する者（外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。）への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

(解散)

第22条 本会の解散は、本会の運営が困難となった場合、運営委員会の議決に基づき、総会の議決を得て会長がこれを行うものとする。

(会則の変更等)

第23条 本会則の改廃については、総会の議決を得て定める。

(設置期間)

第24条 本会の設置期間は原則として1年間とする。ただし、総会において事業継続の議決が得られた場合、1年間延長される。

(協議)

第25条 本会則に定めのない事項については、運営委員会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

附則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

- ・平成19年7月5日改正
- ・平成22年5月13日改正
- ・平成23年5月10日改正
- ・平成26年4月1日改正
- ・平成27年4月1日改正
- ・平成30年4月1日改正
- ・平成30年11月1日改正
- ・令和5年5月25日改正
- ・令和6年5月21日改正

別表1

2024年度会費

会員の種別	年会費（単位：万円）
法人会員	30